

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 (1) 「地域団体予算の執行における支払遅延等」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	中央区役所 地域振興課 本庁地域まちづくりセンター主事(26歳)
事案の概要	当該職員は、事務局事務を行っている地域団体の予算執行において、請求書の紛失及び事務処理の遅延により、5件の支払遅延を生じさせるなど、不適切な事務処理を行った。
処分の内容	戒告
処分年月日	平成29年4月18日

(2) 上記事案の管理監督責任に伴う処分

項目	内容	
処分を受けた職員及び処分の内容	中央区役所 地域振興課長	文書訓告
処分年月日	平成29年4月18日	

2 「職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	健康福祉局職員(52歳)
事案の概要	当該職員は、平成28年10月14日午前7時58分頃、通勤のため自家用車で、相模原市中央区小山1丁目の信号機のない交差点を直進する際に、横断歩道上を歩行中の被害者に衝突、転倒させ、負傷させた。 このことにより、平成28年12月1日に罰金50万円の略式命令、平成29年2月7日から60日間の免許停止処分を受けた。 また、事故後の経過等に係る報告を怠った。
処分の内容	減給1か月(給料月額額の10分の1)
処分年月日	平成29年4月18日